

# 避難指示区域の公共工事から発生するアスファルト・コンクリート殻の 再利用に関する当面の考え方について

平成25年10月30日  
技 術 管 理 課

## 1 目 的

避難指示解除準備区域内においては、住民帰還に向けたインフラ復旧工事等を本格的に実施することとしており、また帰還困難区域及び居住制限区域においても、市町村から復興に資するアクセス道路の復旧工事等を求められていることから、公共工事から発生するアスファルト殻及びコンクリート殻の処理及び再利用について、当面の考え方を定めることにより復旧・復興の加速化を図る。

## 2 対象とする工事

土木部が発注する工事及び受託する営繕工事（以下「公共工事」という）。

## 3 対象とする地域

避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）  
（以下「対象地域」という）。

## 4 対象とする物

対象地域の公共工事から発生するアスファルト殻及びコンクリート殻

## 5 当面の考え方

アスファルト殻及びコンクリート殻については、再資源化された状態<sup>※1</sup>での表面線量率（1cm）がバックグラウンド（周辺からの放射線）の影響をできる限り受けない状態の測定結果が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以下であることを確認したうえで県内の産業廃棄物処分業者に搬出する。

ただし、発注者が産業廃棄物処分業者と受入協議を行い再利用が可能と判断された場合はこの限りではない。

なお、その他の疑義が生じた場合は主務課を通して技術管理課へ協議すること。

## 6 細則

上記に定める事項のほか、必要に応じて基準の細則を定める。

※1 再資源化された状態とは、使用用途に応じて最大粒径が10～40mm程度の状態とする。

避難指示区域の公共工事から発生するアスファルト・コンクリート殻の  
再利用に関する当面の考え方について 細則

平成25年10月30日  
技 術 管 理 課

1 測定機器及び破砕機

- (1) 測定機器は、原則として校正済みのシンチレーション式サーベイメータ（エネルギー補償型）とする。
- (2) アスファルト殻及びコンクリート殻の表面線量率（1cm）を測定するため鉛遮へい体（鉛厚さが1cm程度）を使用する。
- (3) 上記測定機器及び鉛遮へい体（以下「測定機器等」という。）については、必要に応じて県から貸出しする。
- (4) サンプリングコアの破砕機は、粉碎後の最大粒径を10～40mm程度にできるものとする。

2 測定箇所及び頻度

- (1) 工事着手前の現地調査においては、
  - ①アスファルト舗装は、起終点のそれぞれの車道の中央（1点）、わだち部（左右各1点）、歩道のセンター（1点）を基本とし、現場から発生するアスファルト殻の平均的な汚染状況がわかる箇所を設定する。
  - ②コンクリート構造物は、取り壊す構造物の形状を勘案し、現場から発生する殻の平均的な汚染状況がわかる箇所を設定する。
- (2) 県内の産業廃棄物処分業者に搬出する場合は、工事着手後に、原則として標準的な手法で取り壊した状態でトラック積載後に1回/台の頻度で表面線量率（1cm）を測定する。

3 測定方法

- (1) 工事着手前の現地調査は県が行う。また、工事着手後の測定は事業者が行い、測定結果については監督員へ提出する。
- (2) 工事着手前の測定方法は、遮蔽した状態で破砕前の表面線量率（1cm）及び破砕後の表面線量率（1cm）を測定する。破砕後の測定は、採取したコアを破砕機等により破砕したうえでよく混合し、空間線量率の低い建物内において、測定機器等を使用して1cmの高さの表面線量率（遮へいした状態）を測定する。
- (3) 工事着手後に県内の産業廃棄物処分業者に搬出する場合の測定方法は、測定箇所はトラックの荷台の1m四方の空間線量を簡易的に測定した後、比較的高い数値を示した箇所において、遮へいした状態で表面線量率（1cm）を測定する。バックグラウンドの線量率が高い地域において表面線量率（1cm）が工事着手前に観測した測定値又は事前協議を行った産業廃棄物処分業者が定める値を越える値が観測された場合は、空間線量率の低い建物内で再測定する。

(4) 工事着手後の測定においては、降雨時などアスファルト殻及びコンクリート殻の表面が湿潤状態の場合は、適切な線量率を把握できないため、測定を行わない。

(5) 県は、必要に応じてアスファルト殻及びコンクリート殻の測定に立ち会う。

#### 4 放射線管理

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）を遵守する。

#### 5 その他

工事に先立ち、工事着工前の調査結果を用いて県内の産業廃棄物処分業者と受入協議を実施すること。

#### 6 適用開始

避難指示区域の公共工事から発生するアスファルト・コンクリート殻の再利用に関する当面の考え方についての適用開始時期は、平成25年11月1日とする。